

税金・保険料・料金等の コンビニ納付が始まります！

今月から全国の主要コンビニエンスストアで税金・保険料・料金等の納付が出来るようになります。店舗の営業時間内であれば土日・祝日や夜間も手数料なしで納付することができます。もちろん今までどおりの金融機関や町役場での納付も可能です。

問合せ 税務課 ☎内線254・255

●納付ができるもの

- ①税金（町県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）
- ②保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料）
- ③料金等（町営住宅使用料、し尿処理手数料、汚水処理施設使用料、浄化槽清掃手数料、保育料）

※取扱いコンビニ等は、町内・近隣ではサークルK・サンクス・スリーエフ・セブン-イレブン・デイリーヤマザキ・ファミリーマート・ポプラ・ミニストップ・ローソン・MMK端末設置店（NEWDAYSなど）です。全店舗などの詳細は町ホームページ（<http://www.town.hayama.lg.jp/conveni/index.html>）をご覧ください。

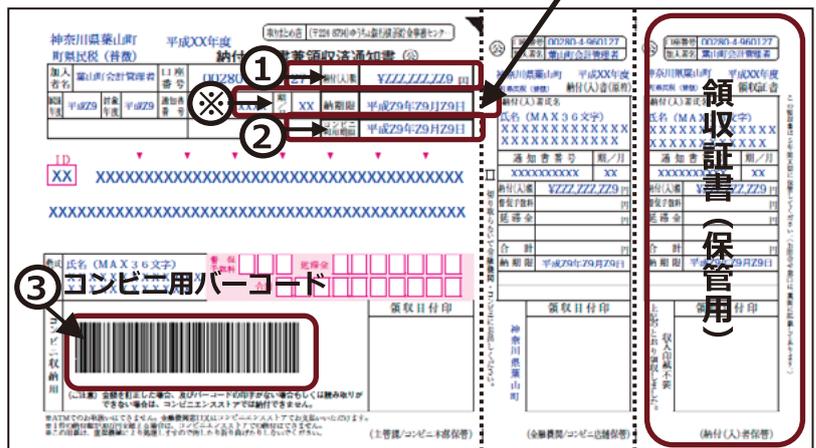
納付書の様式変更

いままで税金（町県民税、固定資産税・都市計画税）と保険料は、冊子タイプの納付書で送付していましたが、コンビニ納付に対応するため、1枚ごとの単票となりました。納付の際は期別と納期限をご確認のうえ、期別の順に各納期限までに納付してください。また、領収証書の配置も変更されました。

【コンビニ納付ができない場合】

- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付書……………①
 - ・コンビニ利用期限を過ぎた納付書……………②
（金融機関や町役場で納付可能です）
 - ・バーコード印字がない納付書……………③
 - ・金額を訂正した納付書
 - ・ミシン目を切り離してしまった納付書
 - ・平成24年度以前に送付された納付書
- など

《納付書のイメージ》 ※期別と納期限にご確認ください



注 軽自動車税は一部様式が異なります

- ※納付の際は、領収証書とレシートを必ず受取り、大切に保管（5年間）してください
- ※傷、汚れなどでバーコードが読取れない場合は、コンビニで納付できないため取扱いには注意してください
- ※コンビニ納付ができない場合は納付書の裏面に記載されている金融機関や町役場で納付してください。なお、納期限を過ぎると延滞金がかかることがありますので、ご注意ください

《納期限内の納付》にご協力をお願いします!!

～ ホームページにも記載がありますのでご覧ください ～